



笠 教 学 第 1300 号
令 和 2 年 2 月 20 日

市内小・中・義務教育学校長 様

笠間市教育委員会教育長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に対する対応について（通知）

このことについて、最近の国内での発生状況を踏まえ、下記のことを全職員に周知するとともに、適切に対応願います。

なお、令和2年2月19日付・保体第1587号「児童生徒等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について（通知）」、令和2年2月19日付・保体第1588号「学校における感染症対策について（新型コロナウイルス関連）（通知）」を併せて送付いたします。

記

1 多くの人が集まる学校行事等について

- (1) 多くの人が集まる学校行事等については、その必要性について改めて検討すること。不要不急のものについては延期または中止とすること。
- (2) 実施することが必要な行事等にあっても、実施方法などについて再度検討すること。
- (3) 多くの人を集めなければならない場合、一人一人が咳エチケットや頻繁な手洗いなどの実施を心がけるよう周知するとともに、会場の入り口にアルコール消毒液を設置したり、適切な換気に努めたりするなど、可能な範囲で対応を検討すること。

2 児童生徒が発熱した場合の対応等について

児童生徒に、以下に記載するいずれかの症状が見られる時には、無理をせず自宅で休養するよう指導し、自宅休養した場合の出欠の取り扱いについては、出席停止とすること。

- ・ 風邪の症状や37.5度以上の発熱があること。
(解熱剤を飲み続けなければならない場合も同様)
- ・ 強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある場合。

※ 以上の症状が4日以上続く場合は、水戸保健所(029-241-0100, 平日9:00~17:00)または、茨城県庁内専用電話(029-301-3200, 平日9:00~17:00)に相談するよう指導すること。

3 児童生徒が新型コロナウイルスに感染していると診断された場合の出席停止の処置及び臨時休業の判断について

- (1) 校長は、当該児童生徒に対して、治癒するまでの間、出席停止とすること。(学校保健安全第 19 条)。また、学校は、感染経路の特定や濃厚接触者の特定等に協力すること。
- (2) 市教育委員会は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部または、一部の休業を行うことがある(学校保健安全第 20 条)。

4 教職員等が発熱した場合の対応について

教職員等についても、児童生徒と同様の対応とする。相談をする場合は、最寄りの保健所または、県庁内専用電話とする。